クローズアップ

保険代理店のためのインボイス対策セミナー

日本代協阪神ブロック協議会

税理士法人ウィン合同会計事務所の近藤元信所長を講師に招き開催

近藤氏

日本代協阪神ブロック協議会（坂本正和ブロック長（和歌山代協））は、4月26日16時から、税理士法人ウィン合同会計事務所所長の近藤元信氏を講師に招き、「保険代理店のためのインボイス対策セミナー～みんなで作るインボイス対策～」をZoomウェビナーおよび大阪代協会議室でのリアル聴講により実施した。今年10月からスタートするインボイス制度（適格請求書等保存方式）について、どういった対策を立てなければならないのか不安に感じている代理店、募集人が多いことから、緊急の開催となった。

インボイス求められると交付必要

総括代理店と勤務型募集人の間で交渉も

セミナー開催に先立ち、坂本ブロック長が挨拶に立ち、「本セミナーでは、インボイス制度の最新情報や対策についてお話しいただきます。今後の活動に役立てていただきたい」と挨拶した。

セミナーでは、インボイス制度の説明の前段階として、近藤氏は広く公平に課税する消費税の基本的な仕組みについて説明。原材料製造業者から消費者に至るまでの流通過程において、各業者がどのように消費税を申告・納付するか全体の仕組みを分かりやすく解説した。その上で、事業者免税点制度（基準期間の課税売上高1000万円以下の事業者）、簡易課税制度（同5000万円以下の事業者）、一般（本則）課税制度との選択制）といった措置が設けられていること、そして『課税期間』『基準期間』『課税仕入れ』『課税事業者』といった、インボイス制度対策を実施する上で押さえておきたい用語について説明した。

続いて、本題となるインボイス制度開始に向けて準備すべきことへと話を進めた。

インボイス制度は、複数税率に対応したものとして開始される仕入れ税額控除方式である。制度開始後において、売り手側は、買い手である取引相手から「適格請求書（インボイス）」を求められたときはこれを交付しなければならない。また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要がある。すでに課税事業者であっても、インボイスを発行するためには所定の用紙により税務署へ登録申請書を提出し、適格請求書発行事業者として登録する必要がある。この登録申請は令和3年10月から開始されている。また、PCからマイナンバーを使って登録する方法もある。分からない事業者に向けては国税庁インボイス電話相談センター（0120―205―553）も設けられている。

一方、買い手側は、原則としてインボイスまたは「適格簡易請求書（簡易インボイス）」の保存が仕入れ税額控除の要件とされ、免税事業者等（適格請求書発行事業者以外の者）から仕入れた場合は仕入れ税額控除ができなくなる（経過措置あり）。つまり、適格請求書発行事業者でない取引先から仕入れを続けると、自社が負担する消費税額が増える。その結果、買い手側がインボイスを発行できない事業者を取引先から外したり、あるいは仕入れを控えたりするといった動きが出てくる可能性がある。とくに売り手が免税事業者である場合、仕入れや外注に関して、買い手側は適格請求書発行事業者登録の意向や登録状況を確認するといったケースが増えてくることが考えられる。こうしたことから、免税事業者は、課税事業者を選択した上で登録申請を行うかどうかの検討が必要である。

インボイス制度を導入すると経理業務にも影響が出てくる。その1つである請求書等の様式について、現行の区分記載請求書の記載事項に加え、登録番号や税率ごとの消費税額等を記載しなければならない。そのため、インボイスとなる請求書・領収書等のフォーマットを変更する必要がある。

インボイス制度の概要を説明した後、近藤氏は、保険代理店に係るインボイス対策について言及。課税売上高が5000万円以下の代理店は、50％（サービス業）のみなし仕入率が適用できる簡易課税方式（消費税の納付額＝課税売り売上に係る消費税－課税売上に係る消費税×みなし仕入率）を試算の上で選択すると得になるケースもあると述べた。また、課税事業者である総括代理店に在籍する勤務型募集人については、仕入れ税額控除を可能としたい代理店側と免税事業者として継続したい募集人との間で利害に相反する部分があり、その整合性で課題が残ると指摘。交渉の際に代理店が募集人に対して過度に高圧的な態度をとることは認められないと話した。そして、お客様から保険料に係るインボイスを求められた際の対応として、保険料は消費税の非課税対象である、つまりは仕入れ税額控除の対象外項目であることの説明で対処できると教示。領収書にその旨を記載するのも一法だと述べた。また、現状、免税事業者である店主1人の独立代理店の場合は、インボイスを選択しなくてもいいのではないかと話した。

新谷大阪代協会長

最後に、新谷加代子大阪代協会長が「本日は210名の参加があり、それだけインボイスに対する関心は高いと感じる。今後とも引き続き、インボイスを含めいろいろなテーマを取り上げていきたい」と挨拶し終了となった。

図. インボイスへの代理店の主な質問と税理士の見解を踏まえた大阪代協の考え方

インボイス制度によって保険代理店がどんな影響を受けるか分かりにくい点が多く、視聴した保険代理店からも質問があった。その主な質問と税理士の見解を踏まえた大阪代協としての考え方は次のとおり。

■お客様に提示する見積書（請求書）の体裁はどうすれば良いか。

インボイス制度において、保険料のような非課税商品の請求書フォーマットに関する規制はない。しかし、当該制度が商取引の中で一般常識となれば、保険代理店であってもインボイスを想定した体裁が好ましいと考える。大阪代協としては右図のようなフォームを例示する。

なお、各保険会社が機械的に作成する見積書の体裁に変化があるかは確認していない。保険料は非課税なので現状維持かも知れない。

図. 請求書フォーマット（例示）

2023年10月1日

株式会社〇〇　御中

火災保険料お見積り（保険料請求書）

保険種目	〇〇総合保険
保険期間	2023年4月26日～1年間
保険の目的	大阪市北区梅田1-2-2-1400　建物
保険料	100,000円
消費税	0円
合計	100,000円

代理店　株式会社〇〇保険事務所
大阪氏中央区高麗橋〇-〇
登録番号　T1234567890123（免税事業者の場合は記載不要）

■保険料精算に影響があるのか。

インボイス制度が始まったからといって、代理店が代理店手数料を保険会社に請求するわけではない。保険会社が代理店手数料の明細を記載する勘定書は、これまでどおり発行され、代理店が登録事業者の場合は、当該登録番号が付記されることになる。

※支払った消費税を確定させるため「〇月〇日までに連絡がない場合は確認済とします」等の文言が付されると思われる。

すべての保険会社に確認したわけではないが、インボイス制度施行後も、これまでどおり代理店手数料は消費税を含めて支払われ、代理店のインボイス登録の有無は問わない、とのことである。

■控除できる消費税はあるのか。

保険代理店が事業を遂行する際に、種々経費がかかる。主な例として次の内容に関する消費税は、控除が必要である。

- 車両購入費用、車検代、ガソリン代等
- 事務所賃借費用
- 什器備品、事務用品、販促品の購入費用
- 接待に係る飲食費用
- 電話、インターネット、光熱水等の費用
- 募集人に支払う外務員報酬、事業所得

これらの消費税を控除するためには、仕入れ先が適格請求書発行事業者であることを確認し、発行されたインボイスを保存しておくことが必要である。

ただし、課税所得5千万円以下の事業者が簡易課税制度を利用する場合は、前述のような消費税を積算することやインボイスを保存しておく必要はなく、みなし仕入れ率から計算した消費税（保険代理店事業のみであれば50％）を納税すればよいことになる。

■保険代理店が、外務員報酬、事業所得を支払う場合の考え方

いわゆる三者間スキームを活用している、代理店、勤務型募集人から、この点に関する質問が多く寄せられた。また、固定給＋歩合給の給与体系を採用している場合、歩合給部分は事業所得とみなされ、消費税を付加して支払うことになる。

インボイス制度施行後は、これらを採用している保険代理店に影響が生じることとなる。

総括代理店からすると、外務員報酬や事業所得として代理店手終了の一部を募集人に支払った場合、募集人に支払った消費税を仕入れ税額控除できるのか？という問題が生じる。

原理・原則としては以下のとおりである。

総括代理店は、勤務型募集人に「外務員報酬」という費目で、手数料相当分を支払う。これには消費税を含めて支払わなければならない。

総括代理店が、勤務型募集人に支払う消費税を自らが負担し、納税することを問題にしなければ課税売上1千万円以下の勤務型募集人はこれまで通り免税事業者のままでOKとなる。

しかしながら、総括代理店が、勤務型募集人に支払う消費税を仕入れ税額控除して納税したいと考えれば、取るべき方法は次の3つになると考えられる。

①勤務型募集人に適格請求書発行事業者への登録をお願いする（合意の上で課税事業者に変更する）。

②課税登録をしない勤務型募集人とは約定していた歩合（協定書）の変更を行う（内税のような内容に変更する）。

③三者間スキームそのものを解消する。

この問題はあくまでも、総括代理店と勤務型募集人との関係によるので、決まった答えがあるわけではない。大阪代協として、次の方法が一つの望ましい形式であると考えている。

- 勤務型募集人に適格請求書発行事業者への登録をしてもらう。
- 令和8年9月末までは2割特例を活用する（納める消費税は2割で可）。
- その後は簡易課税制度等を活用し、納税額を極力小さくする方法を検討する。

協定書のまき直しや、三者間スキームそのものの解消といった、総括代理店と勤務型募集人の間のトラブルに発展するようなことは避けるべきだと考えている。どのような着地点を目指すのかは、最終的には個々の責任において判断するよう、お願いしたい。